

平成31年2月15日

南相馬市農業委員会
2月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 平成31年2月15日(金)午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	平 間 浩 一	出	11	半 谷 眞知子	出
2	瀧 澤 昇 司	出	12	佐 藤 邦 義	欠
3	武 田 幸 俊	出	13	宮 川 フジコ	出
4	佐 藤 廣	出	14	岡 田 敏 文	出
5	瀧 田 宗 宏	出	15	早 川 孝 雄	出
6	山 内 弘 巳	出	16	佐 藤 良 一	出
7	新 妻 一 信	出	17	寺 澤 白 行	出
8	南 原 正 大	出	18	牛 渡 隆 夫	出
9	二 谷 純 市	出	19	但 野 幸 一	出
10	佐々木 教 喜	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 佐藤 定男

鹿島区 北山 一郎

原町区 門馬 勝弘 木幡 栄

3. 出席職員

局長 佐藤 光

次長 齋藤 ひとみ

主査 山本 将之

副主査 島 健太郎

主事 平田 幸子

農政課主事 佐藤 毅司

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 4号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 5号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 6号 総務企画専門委員会の開催報告について
- 日程第 7 報告第 7号 農地法第18条第6項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 8 報告第 8号 違反転用事案の報告について
- 日程第 9 議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 議案第17号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第11 議案第18号 農地等の生前一括贈与による不動産取得税徴収猶予継続届に係る農業経営継続証明書の交付について
- 日程第12 議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第13 議案第20号 農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 日程第14 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第15 議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について(市許可分)
- 日程第16 議案第23号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第17 議案第24号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第18 議案第25号 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について(市許可分)
- 日程第19 議案第26号 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第20 議案第27号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時30分)

議 長 　　ただいまより平成31年2月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、12番委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 　　日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号17番寺澤白行委員、18番牛渡隆夫委員、1番平間浩一委員を指名いたします。

議 長 　　次に、日程第2、諸般の報告を行います。まず、去る1月17日、「平成30年度後期農業委員会会長・事務局長研修会」が郡山市のビッグパレット福島で開催され、事務局職員2名とともに、底地の全てがコンクリート等で覆われた農業用施設に関する取扱い等についてなどの研修を受けてきたところであります。次に、同日、「平成30年度福島県国際農友会原町支部壮行会」がラフイーヌで開催され、海外研修に参加される管内の方々を激励したところであります。次に、1月18日、栃木県益子町農業委員会による営農型太陽光発電現地研修が原町区馬場地内の農地で行われ、牛渡会長職務代理者、岡田農地専門委員会委員長、事務局職員2名ともに対応したところであります。次に、2月1日、「南相馬市地域農業再生協議会総会」がふくしま未来農業協同組合原町総合支店で開催され、平成31年度産米生産数量の目安の取扱いについてをはじめとする議案3件、報告1件について審議、決定したところであります。以上をもって諸般の報告いたします。

議 長 　　次に、日程第3、報告第3号、専決処分報告についてを議題といたします。専決第1号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 　　報告第3号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。専決第1号農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出に係る調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して、農地売買による所有権移転の申出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第4号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の14番委員から報告を求めます。

14番委員 報告第4号についてご説明いたします。議案書の5ページになります。この案件は公社から買い手への売買となります。去る1月30日午後1時20分より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、買い手申出人の代理人、福島県農業振興公社の担当者1名、調整委員2名、市農政課を含め事務局2名により開催いたしました。協議内容についてであります。公社の担当者より農地売買事業について説明をいただき、買い手について、聞き取りの後、価格について協議となりました。申し出のあった農地については、納付期限を3月25日とした場合、諸経費を含め596,604円、10a当たりいたしますと298,601円となり、この価格を実際の販売価格としたいとの話がありました。買い手にこの価格でよろしいか打診をいたしましたところ、提示の金額で成立いたしました。この案件は、議案第16号議案書17ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議の方をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第5、報告第5号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の17番委員から報告を求めます。

17番委員 報告第5号について説明いたします。議案書の6ページになります。この案件は、公社から買い手への売買となります。去る1月30日午後1時50分より、南相馬市役所北庁舎1階会議室1において、買い手申し出人、福島県農業振興公社の担当者1名、調整委員2名、市農政課を含め事務局2名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社の担当者より、農地売買事業について、ご説明いただき、買い手について聞き取り後、価格について協議となりました。申し出のあった農地については、納期期限を3月25日とした場合、諸経費等を含

め、493,261 円、10 a 当たりになると田が、309,450 円、畑が 206,299 円となり、この価格を実際の販売価格としたいとのお話がありました。買い手にこの価格で良いか打診したところ、提示の金額で成立いたしました。この案件は議案第 16 号議案書 17 ページの農地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議方よろしくお願いいいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 6 号、総務企画専門委員会の開催報告についてを議題といたします。半谷総務企画専門委員会委員長からの報告を求めます。

半谷委員長 総務企画専門委員会の開催報告をいたします。

1、開催日時、平成 31 年 1 月 31 日木曜日、午前 9 時 30 分から午前 10 時 25 分まで行いました。

2、場所、南相馬市役所北庁舎 2 階会議室 2 です。

3、出席者は記載のとおりです。

4、協議概要

(1)平成 31 年度標準農作業料金の検討について、前回開催した総務企画専門委員会で、今回の委員会までに再検討することとしていた案件について協議した。

一般作業料金について、平成 28 年度より 1 日当たり 7,000 円で設定し、平成 30 年度まで、同額で推移してきたが、市内の農業生産法人等では、1 時間当たり 900 円から 1,300 円程度の設定となっていることから、1 時間当たり 900 円で計算し、7,200 円で設定することで検討した件については、別紙、平成 31 年度標準農作業料金表(案)のとおりとする。

粃摺り等の作業料金について、現在、「粃摺り玄米：60kg 590 円」と、「乾燥・調製：玄米 60kg 1,620 円」の記載となっていることから、粃摺りと乾燥・調製の合計金額が一連の作業料金となるのか等の問い合わせがあったことから、記載の方法について、これまでの記載に併せて乾燥・調整の中には粃摺りも含まれることが分かるように記載することで検討した件については別紙平成 31 年度標準農作業料金表(案)のとおりとする。

消費増税に係る作業料金標準額の表示について、平成 31 年 10 月から 10%になることを見越して、表示について検討し、料金表に但し書きを記

載することで検討し、「10月以降に消費税が改定となった場合は、当事者間で協議してください」と記載することにした。

米及び大豆の色彩選別料金について、昨年度の検討時には掲載しないことで決定していたが、作業受託者からの要望があったことから掲載する方向とし、JAの料金の情報提供を受け、掲載の有無を検討することとした件については、JAの提供資料については、カントリーエレベーターを使用した際の料金であり、一般的な農家の料金とは規模が違うので、適用できないことから掲載しないこととした。ただし、問い合わせがあった際は、事務局より参考としてJA料金をお知らせすることとした。

(2) 平成31年度標準農作業料金検討会議の開催について

(1) で決定した内容について標記検討会議に諮るため、日時の調整及び検討会議出席者の検討を行い、下記のとおり決定した。

日 時 平成31年3月4日 月曜日 午前9時30分からです。

場 所 市役所北庁舎会議2です。

出席者 記載のとおりです。

(3) 改正農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報提供について、事務局から平成30年中に収集された事例を基に、手引による手順等を経て算定された平成30年農地の賃借料情報案を示し、内容を検討し、事務局提供のとおりとした。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、4番委員。

4番委員 11ページの農地の賃借料の情報、この件について教えてほしいんですけども、1の水田の金額で最低金額と最高金額で大分幅があるようなんですけども、10aとか30a、あるいは1haのデータ数はどのぐらいの割合で、これに反映しているかどうかを聞きたいので、よろしくをお願いします。

議 長 事務局。

事務局 ただいまご質問いただきましたデータについては、農地法第3条等の申請があった農地の賃借情報からデータを抽出いたしまして、10a当たりいくらの賃借だったのかを取りまとめた数値になっております。

議 長 はい、4番委員。

4番委員 そうすると、このデータ上ってというのは、1ha形の金額とか、あるいは30

a形の面積をとか、その割合は、分かりませんか。

議 長 事務局。

事務局 面積当たりのデータ数何件という形ではなくて、申請のあった農地の筆数何件という形でデータ数を出しています。そのデータの内、面積ごとの割合については、出してはいないです。申請のあったものの中から全て10a当たりの金額に換算して、データにしております。

事務局長 はい、議長。

議 長 はい、事務局長。

事務局長 補足説明いたします。おただしの件でございますけども、原町区の場合ですと、1ha形の田んぼが結構多くなっています。その関係で、金額のほうが高くなっています。また、鹿島区においても、ほ場整備が結構進んできています。その影響で記載のような金額になってきています。以上です。

議 長 4番委員よろしいですか。

4番委員 はい、わかりました。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第7号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第7号についてご説明いたします。議案書の12ページになります。今回4件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続しましたことを報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第 8、報告第 8 号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 8 号についてご説明いたします。議案書の 13 ページから 15 ページ、整理番号 1 番から 5 番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。違反転用に係る理由ですが、整理番号 1 番については、平成 24 年に住宅を建築した後に、隣接する農地に駐車場、物置等を整備して、今も使用しています。今回、住宅を増築するに当たり、土地の調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号 2 番については、昭和 45 年に亡き夫が市道の拡張や周辺の土地の換地に伴い、それまでに使用していた住宅への進入路が使用できなくなったことから、現在の進入路を使用するようになりました。今回、農業用倉庫等を建て替えるにあたり、測量を行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号 3 番については、平成 9 年に既存住宅と隣接する農地を取得しましたが、その時点で、農地の一部が住宅と農地への進入路及び駐車場として使用されていましたが、宅地や農地の境界が不明なまま一括購入しました。その後、既存住宅を貸すことになり、改めて、土地の調査を行ったところ、農地転用許可を受けずに使用していたことが判明したものです。続きまして、整理番号 4 番については、平成 24 年 10 月頃に住宅への通路と住居の隣接地に営農に必要な資機材、肥料等の保管場所として農業用倉庫を新築し今も使用しています。今回、息子の居宅を新築するにあたり、土地について調査を行ったところ、一部の土地が農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号 5 番については、自宅への進入路に隣接しており、市道が狭いため車両通行の際、この土地を使用して通行していました。今回、この土地を譲り受けるにあたり調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、門馬推進委員。

門馬推進委員 14 ページの 3 番について、平成 9 年に農地を含めて一括購入したってことなんですけども、その時点で登記はされたのでしょうか。農地であればひっかかると思うので教えてください。

議 長 事務局。

事務局 今回の違反の方の名前に登記の名義変更されております。以上です。

議 長 門馬推進委員。

門馬推進委員 登記されるのであれば、農地転用許可とか、そちらの農業委員会の許可が必要と思うんですが、その辺の関わりはなかったのかなと疑問に思ったもので、ありがとうございました。

議 長 事務局。

事務局 その当時は既存宅地と農地の境界が不明だったことから、農地法3条で取得することが可能だったと思われれます。以上です。

議 長 はい、次長。

事務局次長 この農地については、それぞれ筆ごとに、宅地、山林、農地などを一括して購入したのですが、筆のすべてが違反だったわけではなく、筆の一部が違反だったという状況で、一括して購入したので、ここまでが宅地、ここまでが農地、ここまでが山林という境界の確定をしないまま、不明な状態で、一括購入をした結果、農地にはみ出していたということが判明したもののようです。以上です。

議 長 門馬推進委員よろしいですか。

門馬推進委員 はい、ありがとうございました。

議 長 その他、質疑等があれば発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第16号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。議案書の16ページから20ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第16号について説明いたします。議案書の16ページから20ページになります。今回、所有権移転が2件、利用権設定が34件となっており、内容については記載のとおりとなっております。なお、賃料については、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第10、議案第17号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第17号についてご説明いたします。議案書の21ページから22ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するにあたりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第17号について説明いたします。議案書の21ページから22ページになります。当該計画の概要といたしましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の賃借を行うものとなっております。内容については記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 8号、農地等の生前一括贈与による不動産取得税徴収猶予継続届出に係る農業経営継続証明書の交付についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 8号についてご説明いたします。議案書の 2 3ページから 2 4ページになります。農地等の生前一括贈与による不動産取得税徴収猶予を受けている者について、農業経営を引き続き行っていることの承認を求める農業経営継続証明書の証明願出が 1 8件ございます。なお、総会において承認されますと、県税事務所へ農業経営継続証明書を提出することとなっております。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 9号、農地法第 3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 9号についてご説明いたします。議案書の 2 5ページから 2 7ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から補足説明があれば発言を願います。ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第20号、農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第20号についてご説明いたします。議案書の28ページから30ページになります。詳細につきましては記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議 長 今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第21号についてご説明いたします。議案書の31ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。報告第8号整理番号1番から3番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 つきまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号2番につきまして、7番委員。

7番委員 議案第21号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。所在から申請事由は記載のとおりです。去る2月12日午前10時頃より、代理人、立ち会いのもと、現地調査を行いました。この案件は、報告第8号整理番号2番の関連案件です。昭和45年頃、住宅を建築したころから使用しており、今回、農業用倉庫の建て替えをすることにより、農地と判明したので、引き続き使用するための転用申請をするものです。調査項目に基づき、現地状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第21号申請番号3番について報告いたします。案内図は3ページです。2月9日午後1時30分頃、申請人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。この申請は、報告第8号整理番号3番の関連案件です。申請内容は記載のとおりです。調査事項に基づき調査を行いましたところ、立地基準、一般基準とも満たしていると判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号1番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第21号申請番号1番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は1ページです。なお、この案件は報告第8号整理番号1番関連の案件です。去る2月9日午前10時25分より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り、調査をしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。
はい、1番委員。

1番委員 先ほども違反転用の事例でも出てきましたけれども、この第21号議案の3番の案件ですが、これは元々平成9年に農地と農地以外を一括購入しようとして、農地については農地法第3条に基づいて登記を行って、農地以外については普通に登記を行ったと。当時、農地じゃないと思っていた部分を宅地のように利用していた部分があったので、今回、違反転用の届け出をすると同時に、3条に基づいて登記していた部分を4条に基づいて、改めて許可を得たいというそういうことでよろしいですか。

議 長 事務局。

事務局 そのとおりです。

議 長 1番委員。

1 番委員 そうしますと、一点気になるのが、面積的に、今回転用申請をしようとしている面積が 685 m²あるのでそれらについて、全体として宅地だと思っていたのか。ただ、この全体ということじゃなくて、宅地だと思ってこの一部だったのか、そのあたりの認識を一応確認したい。

議 長 事務局。

事務局 農地 1,306 m²のうち 685 m²を宅地と思い込んでいたようです。今回は、事業の合計面積が 2,322.76 m²になります。一般的な農家住宅または一般住宅ですと、面積がとても広大で許可できない案件になりますが、今回の場合は、一般住宅のほかに事務所として使用している建物もあることから、事業用地としてとらえる形になります。以上です。

議 長 1 番委員。

1 番委員 わかりました。

議 長 その他質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 15 号、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 22 号についてご説明いたします。議案書の 32 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等については記載のとおりです。事業計画変更に係る事由ですが、震災復興に係る土木工事に関連して、使用するさらなる土砂の確保が急ぎ必要になったことから、当初計画から区域を増加し、また、期間を延長するため、事業計画を変更するもので、議案第 26 号申請番号 2 番関連の案件にあります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号 1 番につきまして、6 番委員。

6 番委員 本案件は議案第 2 6 号申請番号 2 番と関連をしておりますので、そちらのほう
でご説明をいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 2 3 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許
可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 2 3 号についてご説明いたします。議案書の 3 3 ページから 3 4 ページ
になります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおり
です。補足を要する案件のみご説明させていただきます。申請番号 1 番は、報告
第 8 号整理番号 5 番関連の案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号 2 番に
つきまして、2 番委員。

2 番委員 議案第 2 3 号申請番号 2 番の現地調査の報告をいたします。案内図は 6 ページ、
所在、申請事由については記載のとおりです。去る 2 月 1 2 日、午後 1 時行政書
士立ち会いのもと、調査をしてまいりました結果、立地基準、一般基準とも満た
していると判断いたしましたので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号 3 番につきまして、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 2 3 号申請番号 3 番について報告いたします。現地案内図は 7 ページで
す。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。2 月 9 日午前 8 時 3 0 分
より受け人立ち会いのもと、現地調査を行いました。また、渡し人とは電話での
聞き取り調査を行いました。その結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、
何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号 4 番について、1 0 番委員。

1 0 番委員 議案第 2 3 号申請番号 4 番について報告をいたします。2 月 1 3 日午前 1 0 時
より、行政書士立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は 8 番、8 ペ

ージです。申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準も一般基準も問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 申請番号1番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第23号申請番号1番につきまして、所在から申請事由まで記載のとおりです。現地案内図は5ページとなっております。去る2月9日午前10時50分譲り受け人宅にて、本人立ち会いのもと現地状況を調査項目にしたがい調査を行いました。土地の利用状況等は、申請事由に記載のとおりであり、調査の結果、問題ないものとして判断してまいりました。以上、12番委員より、ご連絡がありましたので報告いたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第24号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第24号についてご説明いたします。議案書の35ページになります。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。今回、特段の補足を要する案件はございませんでした。以上です。

議 長 今回の現地調査員から調査の報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、17番委員。

17番委員 議案第24号申請番号1番について調査報告をいたします。現地案内図は9ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る2月13日午後1時30分より、行政書士立ち会いのもと、現地で調査項目に基づき、聞き取り調査をいたしました。調査した結果、立地基準、一般基準とも、何ら問題ないので、許可相当と見てまいりましたので、皆様方のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして、県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第25号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第25号についてご説明いたします。議案書の36ページから37ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号4番については、福島県発注の河川海岸改良工事を施工するに当たり、現場事務所、駐車場、重機置場等としての一時転用であり、転用期間は許可日から8カ月間となっております。続きまして、申請番号5番については報告第8号整理番号4番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番につきまして、3番委員。

3番委員 議案第25号申請番号1番の現地調査という報告をいたします。去る2月11日午前11時より、被設定人立ち会いのもと、調査を行いました。所在から申請事由は記載のとおりです。案内図は10ページになります。所在から申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準とも満たしており、問題ないと思われれます。皆様ご審議をよろしく願います。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、2番委員。

2番委員 議案第25号申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。案内図は12ページです。所在、申請事由は、記載のとおりであります。去る2月12日午後1時30分、代理人及び設定人立ち会いのもと、調査をしてみました。立地基準、一般基準とも満たしていると判断しましたので、皆様の審議のほどよろしく願います。

議 長 次に、申請番号4番につきまして、10番委員。

10番委員 議案第25号申請番号4番について報告いたします。2月13日午前11時より、被設定人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。案内図は13ページです。申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準とも、一般基準とも、問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 次に、申請番号5番につきまして、18番委員。

18番委員 議案第25号申請番号5番の調査結果の報告をいたします。この案件は報告第8号整理番号4番との関連でございます。案内図は14ページです。所在から申請事由までは記載のとおりでございます。2月11日午後1時30分より、被設定人立ち会いのもと、調査した結果、立地基準、一般基準はすべて満たしていると判断しました。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長 申請番号2番については、現地調査員12番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 12番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第25号申請番号2番につきまして、土地の所在から申請事由までは記載のとおりです。現地案内図は11ページです。去る2月9日午前9時50分より、被設定人代理の行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき聞き取り、調査をいたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。以上、12番委員より連絡がありましたので報告いたします。以上です。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第19、議案第26号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第26号についてご説明いたします。議案書の38ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番及び3番については、第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請です。続きまして、申請番号2番については、土砂採取

場としての一時転用であり、転用期間は許可日から平成33年3月31日までとなっており、議案第22号申請番号1番関連の案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員から報告をお願いいたします。申請番号1番・2番につきまして、6番委員。

6番委員 議案第26号申請番号1番について事前調査の報告をいたします。現地案内図は15ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る2月12日午後1時頃より、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、太陽光発電事業に取り組むための必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、隣接する地権者の同意も得られていることから、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

続きまして、議案第26号申請番号2番について事前調査の報告をいたします。本案件は、議案第22号申請番号1番と関連する案件であります。現地案内図は4ページです。申請内容、申請事由は、記載のとおりです。去る2月8日午前11時頃より、代理人行政書士及び被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は、本年1月16付けで転用許可を受け、土砂採取工事に向けた準備を行っている区域において、土木工事に使用する多量の土砂の加工が急ぎ必要となったことから、当初計画から区域を増加し、期間を延長するなどの事業計画変更を行うものです。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、土砂採取後の農地への復元や土砂流出等を防止する処置など適切に行う計画としていることから、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番につきまして、9番委員。

9番委員 議案第26号申請番号3番について報告いたします。案内図は16ページです。2月9日午前10時頃、代理人であります行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。申請内容は記載のとおりです。東北経済産業局及び東北電力株式会社との許認可等認定済みです。調査事項に基づき調査をいたしましたところ、何ら支障なきものと判断してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当といたしまして県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第20、議案第27号、現況確認証明願いについてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第27号についてご説明いたします。議案書の39ページから40ページとなります。申請番号1番から申請番号3番までの土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあったすべての農地について非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査員を代表いたしまして、8番委員から報告をお願いいたします。

8番委員 議案第27号の現況確認証明願いについての現地調査の報告をいたします。去る2月5日午後1時30分より、15番委員と私の2名の委員と事務局職員1名で、市内3カ所を調査いたしました。案内図は17ページから19ページになります。申請番号1番につきましては、利用状況等は記載のとおりでありまして、周囲の山林と区別がつかないほどに山林化しており、進入路もなくなってしまっていることから非農地と判断いたしました。次に、申請番号2番につきましては、利用状況等、記載のとおりでありまして、住宅地、住宅密集地の西の端に基盤整備事業の再残された変形した狭大な水田でありました。宅地の造成等により、高い擁壁等の関係で、農業機械の搬入が全く困難となっており、以前より、日照条件が悪かったことから、非農地化したとのことで、調査した際にも、晴天でありましたが、調査地の3分の2ほどが日陰となっておりました。以上のことから非農地と判定いたしました。次に、申請番号3番につきましては、利用状況等は記載のとおりであります。以前やっていた、養蚕業の終了とともに、桑畑だった調査地は、不耕作となり、現在は、ほぼ山林化しておりますので、非農地と判断いたしました。以上、現況確認調査の報告といたします。皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日予定いたしました報告6件並びに議案12件、合わせて18件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の2月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様には大変お疲れ様でございました。

(終了)

閉会 午後2時35分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

平成31年2月15日

議事録署名人(17番・テラサワ シロユキ)

㊞

議事録署名人(18番・ウシワタ タカオ)

㊞

議事録署名人(1番・ヒラマ コウイチ)

㊞